

令和8年度 鳥取県子育て支援員研修 開催要綱

1. 目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付又は事業として実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護、こども誰でも通園制度については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要である。

このため、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための子育て支援員研修を実施し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

子育て支援員とは

- ・ 国が定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる方のことを「子育て支援員」といいます。
- ・ 研修修了者を、全国で通用する「子育て支援員」として鳥取県が認定します。
- ・ 「子育て支援員」に認定された方は、保育や子育て支援の分野で活躍することが期待されています。

2. 主催及び委託先

鳥取県（委託先：一般財団法人 保健福祉振興財団）

3. 受講対象者

鳥取県内で育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、以下の子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者

- (1) 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）の家庭的保育補助者
- (2) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）B型の保育士以外の保育従事者
- (3) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）C型の家庭的保育補助者
- (4) 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）（利用定員19人以下）の保育士以外の保育従事者
- (5) 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1項）の専任職員（母子保健型に従事する方を除く。）
- (6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（児童福祉法第6条の3第2項）の補助員
- (7) 地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）の専任職員
- (8) 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の保育士以外の保育従事者
- (9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（児童福祉法第6条の3第14項）の提供会員
- (10) 社会的擁護関係施設等（児童福祉法第6条の3第1項、第3項及び第8項、第6条の4並びに第7条第1項（助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く））の補助的職員等
- (11) 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条3第23項）の従事者

4. 研修体系

研修コース等			内容
コース	分類		
基本研修			保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方
地域保育 コース	地域型 保育	家庭的保育 (◆家庭的保育補助者)	小規模保育（定員 6～19 人）、家庭的保育（定員 5 人以下）、事業所内保育の保育従事者等として勤務される方向けの研修
		小規模保育 (◆B 型の保育士以外の保育従事者)	
		小規模保育 (◆C 型の家庭的保育補助者)	
		事業所内保育 (◆保育従事者)	
	一時預かり事業 (◆保育士以外の保育従事者) 保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者		一時預かり事業の一般型及び幼稚園型で従事される方向けの研修
ファミリー・サポート・センター (提供会員)		ファミリー・サポート・センターの提供会員として従事される方向けの研修	
こども誰でも通園制度		保護者の就労に関わらず、月一定時間の範囲で誰でも保育所等を利用できる事業	
地域子育て 支援コース	利用者支援事業・基本型 (専任職員)		子育て家庭のニーズを把握し、様々な情報提供や相談などの支援を行うと共に地域関係機関との連携を図る専任職員の方向けの研修
	利用者支援事業・特定型 (専任職員)		市町村窓口で子育て家庭などから保育サービスに関する相談に応じ、保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に関する支援を行う専任職員として勤務される方向けの研修
	地域子育て支援拠点事業 (専任職員)		地域子育て支援拠点の専任職員として勤務される方向けの研修
放課後児童 コース	放課後児童クラブ (補助員)		放課後児童クラブの補助員として勤務される方向けの研修
社会的養護 コース	社会的養護関係施設等 (補助的職員等)		社会的養護関係施設等で補助的職員等として勤務される方向けの研修

※ ◆印の職員については、研修受講が従事要件とされています。

※ 利用者支援事業・基本型を受講希望される方は相談及びコーディネートなどの業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務(例: 地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務等)に、1年以上の実務経験を有していることが、受講条件となります。お申込みの方は、ホームページで受講申込を行うと共に、併せて様式2「実務経験証明書」の提出が必要です。事前学習及び見学実習については受講決定通知書に詳細を記載します。

5. 受講方法

以下のいずれかの方法で受講できます。

- (1) 専門研修のみ受講する。(基本研修修了者もしくは基本研修免除者のみ)
- (2) 基本研修および専門研修を受講する。
- (3) 昨年度未受講の科目を受講する。(昨年度一部科目修了者のみ)

※専門研修は複数コースの受講が可能です。

6. 研修受講料について

受講料は無料ですが、会場等への往復交通費は自己負担となります。また、下記記載の専門研修では以下の費用がかかります。

- ・利用者支援事業（利用者支援事業のための実践ガイド 第2版：中央法規） 2,200 円
- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援拠点ガイドラインの手引き第4版：中央法規） 2,420 円

※上記コース、専門科目をご受講される方はそれぞれのテキストをご自身でご用意ください。

7. 修了証書について

- ・研修を修了したと認められた方は、修了証書を交付します。
- ・令和7年度一部科目修了者が本研修で未受講の科目を修了した場合は、修了証書を交付します。
- ・修了証の発送については、前期日程11月末頃、後期日程2月末頃を予定しています。
- ・修了証書は、全国の自治体において効力を有します。

8. 一部科目修了証について

- ・やむを得ない理由により一部の科目しか履修できなかった場合は、一部科目修了証書（有効期限は令和9年度末まで）を交付します。

9. 受講申込方法・申込期限

一般財団法人 保健福祉振興財団 ホームページにアクセスし、アカウントを作成の後、入力フォーム（外部サイト）に、必要事項を入力してお申込みください。

<https://kensyu.hokenfukushi.or.jp/nur47/>



※右記二次元バーコードからもホームページにアクセスできます。

申込完了後、ご登録いただいたメールアドレスへ受付完了のご連絡をします。

（受講決定ではありませんのでご注意ください）

※原則WEBフォームでの申込受付となっております。

申込期間

【前期】4月20日（月）9時～5月22日（金）17時
【後期】8月10日（月）9時～9月11日（金）17時

尚、申込締切り後であっても、定員に達しない場合は随時追加募集を行います。追加募集については当財団ホームページにてご案内します。

10. 必要書類

(1) 申込者全員

- ・ 本人確認書類

(2) 基本研修免除希望者

【保育士又は社会福祉士】

- ・ 資格証の写し

【幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師等、日々子どもと関わる業務に携わっている方】

- ・ 資格証の写し＋様式 1 従事証明書

【基本研修修了者】

- ・ 基本研修修了証の写し

(3) 専門研修免除、及び一部科目免除希望者

- ・ 子育て支援員研修の修了証又は、一部科目修了証

(4) 利用者支援事業（基本型）受講希望者

- ・ 実務経験証明書

(5) 申込み情報の氏名と提出書類の氏名が異なる方

- ・ 氏名変更の経緯が分かる書類

詳細は、下記を参照ください。

対象者	必要書類
【A】 申込者全員	顔写真付き本人確認書類の写し（運転免許証など「氏名・住所・生年月日」の確認ができるもの）
【B】 基本研修免除希望者	【保育士または社会福祉士】 ● 資格証の写し
	【幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師等、日々子どもと関わる業務に携わっている方】 ● 資格証の写し ＋ ● 様式 1_従事証明書
	【基本研修修了者】 ● 基本研修修了証の写し
【C】 専門研修免除、及び一部科目免除希望者	【令和 7 年度に基本研修及び専門研修の科目を全部修了されている方または昨年度一部修了されている方】 ● 子育て支援員研修の（一部科目）修了証書の写し
【D】 利用者支援事業（基本型） 受講希望者	● 実務経験証明書
【E】 申込情報の氏名と提出書類 の氏名が異なる方	● 氏名変更の経緯がわかる書類

※提出書類は申込時に申込みフォーム内にてご提出ください。

11. 開催日程 ※後期日程については8月中旬より募集を開始します。

e ラーニング事前説明会（任意参加）＜前期・後期＞

日程	日時	研修時間	会場
前期	6月9日（火）（倉吉会場）	午前10：30～ 午後13：00～ 30分程度	エースパック未来中心
	6月10日（水）（鳥取会場）		鳥取県立生涯学習センター
後期	9月30日（水）（倉吉会場）		エースパック未来中心
	10月1日（木）（鳥取会場）		鳥取県立生涯学習センター

(1) 基本研修＜前期・後期＞

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
前期	6月16日（火）～7月6日（月）	8科目 合計：8時間	190名	e ラーニング研修
後期	10月5日（月）～10月23日（金）		250名	

(2) 専門研修

【地域保育コース】

① 共通科目（心肺蘇生法以外）＜前期・後期＞

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
前期	7月14日（火）～8月3日（月）	10科目 合計：12時間	150名	e ラーニング研修
後期	10月26日（月）～11月13日（金）		110名	

② 共通科目（心肺蘇生法）＜前期・後期＞

日程	日時	研修時間	定員	会場
前期	7月27日（月）（米子会場）	心肺蘇生法 午前の部 09：45～12：15 午後の部 13：15～15：45	各25名	米子コンベンションセンター
	7月28日（火）（倉吉会場）			エースパック未来中心
	7月29日（水）（鳥取会場）			鳥取県立生涯学習センター
後期	11月17日（火）（倉吉会場）		各20名	エースパック未来中心
	11月18日（水）（米子会場）			米子国際ファミリープラザ
	11月19日（木）（鳥取会場）			鳥取県立生涯学習センター

③ 地域型保育＜前期・後期＞

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
前期	8月12日（水）～9月1日（火）	4科目 合計：5.5時間	90名	e ラーニング研修
後期	11月24日（火）～12月11日（金）		70名	

④ 一時預かり事業＜前期＞

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
前期	8月12日（水）～9月1日（火）	4科目 合計：5.5時間	40名	e ラーニング研修

⑤ ファミリー・サポート・センター＜前期＞

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
前期	8月12日（水）～9月1日（火）	4科目 合計：6.5時間	20名	e ラーニング研修

⑥こども誰でも通園制度＜後期＞

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
後期	11月20日（金）	10：00～16：50	40名	Zoom研修

※事前に接続テストを実施します。詳細は受講決定通知をご確認ください。

見学実習※見学実習代替講義として、集合研修で実施します。＜前期・後期＞

日程	日時	研修時間	定員	会場
前期	9月9日（水）（米子会場）	3科目 10：00～17：30	40名	米子コンベンションセンター
	9月10日（木）（倉吉会場）		40名	エースパック未来中心
	9月11日（金）（鳥取会場）		50名	鳥取県立生涯学習センター
後期	12月8日（火）（倉吉会場）		50名	エースパック未来中心
	12月9日（水）（鳥取会場）		60名	鳥取県立生涯学習センター

③地域型保育、④一時預かり事業、⑥こども誰でも通園制度は「見学実習代替講義」の受講が必要です。

【地域子育て支援コース】

⑦利用者支援事業・基本型＜前期＞

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
前期	9月3日（木）、4日（金）	1日目 9：30～14：00 2日目 9：30～15：50	20名	Zoom研修

※事前に接続テストを実施します。詳細は受講決定通知をご確認ください。

⑧利用者支援事業・特定型＜前期＞

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
前期	9月3日（木）	9：30～16：50	20名	Zoom研修

※事前に接続テストを実施します。詳細は受講決定通知をご確認ください。

⑨地域子育て支援拠点事業＜後期＞

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
後期	11月10日（火）	9：30～17：00	40名	Zoom研修

※事前に接続テストを実施します。詳細は受講決定通知をご確認ください。

【放課後児童コース】

⑩放課後児童クラブ＜後期＞

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
後期	11月10日（火）～12月1日（火）	6科目 合計：9時間	60名	eラーニング研修

【社会的養護コース】

⑪社会的養護＜後期＞

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
後期	11月10日（火）～12月1日（火）	9科目 合計：11時間	40名	eラーニング研修

12. 緊急時対応

鳥取県と協議を行い、研修の延期や中止等を決定した場合（自然災害や特別警報の発令時等）、研修前日の 15 時までに、お申込み時に記載いただいたメールアドレス宛てにお知らせします。申込フォームのメールアドレスは、お間違いないようご入力ください。また、当財団ホームページにも合わせて研修の延期、中止に関する情報を掲載します。

13. e ラーニング研修受講の留意点

- （１）インターネットに接続できるパソコン又はタブレット、スマートフォン等をご準備ください。
- （２）受講するには通信料がかかりますので、通信制限のない環境（Wi-Fi など）を推奨します。
- （３）申込み前に、受講可能な環境が整っているか必ずご確認ください。ホームページの本研修サイトに視聴確認動画を用意しています。そちらを視聴することで受講の可否を確認することができます。
- （４）e ラーニング受講方法等の詳細は、ホームページの本研修サイト「e ラーニング研修（動画配信）」とはをご確認ください。
- （５）研修レポートの提出を含む全てのカリキュラムが完了したことを必ず確認してください。
- （６）e ラーニング受講に必要な環境＜2025 年 4 月時点＞

デバイス	対象 OS	ブラウザ
Windows	Windows 11 ※推奨環境：Windows11	Chrome、Edge ※推奨環境：Chrome
Mac PC	OS 13.5 以降 ※推奨環境：mac OS 13.5	Safari、Chrome ※推奨環境：Safari15
iPhone	iOS 16.5 以降 ※推奨環境：iOS16.5	Safari ※推奨環境：Safari15
iPad	iPadOS 16 以降 ※推奨環境：iPadOS18	Safari ※推奨環境：Safari15
Android 端末	Android 13 以降 ※推奨環境：14	Chrome ※推奨環境：Chrome

14. Zoom 研修受講の留意点

- （１）通信環境安定化のため、インターネットに有線 LAN で接続できるパソコン、Web カメラ、マイク及びスピーカー（イヤホン）の使用を推奨します。
- （２）Zoom 研修を受講される方は、必ず接続テストにご参加ください。
- （３）開催日にログインして受講ください。通信トラブルを含む 15 分以上の遅刻、離席またはカメラに映る範囲内での受講が確認できない場合は未受講扱いとなりますのでご注意ください。

15. 安心してご受講いただくためのお願い

体調がすぐれない場合は、集合研修のご受講を控えてください。国・県からの要請により、追加の対策を講じる場合もございます。

16. その他

- (1) 各専門研修によって、従事できる事業や内容が異なりますのでご注意ください。なお、自治体によっては、該当する事業が行われていない場合があります。
- (2) 本研修は、「子育て支援員」を認定するものであり、研修修了後の雇用先を紹介及び保証するものではありません。
- (3) 提出された個人情報は、適正に管理のうえ本事業以外の目的に利用することはありません。
- (4) 申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。
- (5) 受講申込書に記入いただいた個人情報については、本研修事業に必要な範囲で利用し、他の目的・利用することはありません。

17. お問い合わせ先

＜研修に関すること＞

一般財団法人 保健福祉振興財団 関西支部

鳥取県子育て支援員研修係

〒550-0003 大阪府大阪市西区京町堀 1-6-2 肥後橋ルーセントビル 5 階

TEL : 06-6940-6117 FAX : 06-6940-6119

ホームページ : <https://hokenfukushi.or.jp/>

＜子育て支援員制度その他に関すること＞

鳥取県子ども家庭部子育て王国課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

TEL : 0857-26-7570